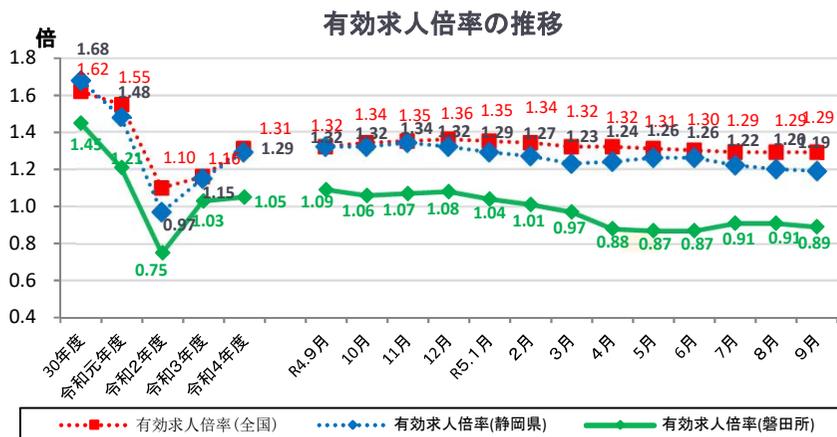


●ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。

➤ ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(9月)



- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。
- 有効求人倍率は0.89倍となり、前月を0.02ポイント下回りました。
新規求人数は前月比14.1%の増加、新規求職者数は同4.6%の増加となりました。
- 新規求人数は対前年同月比において建設業、運輸業などで増加していますが、基幹産業である製造業をはじめ、全体としては、原材料やエネルギー価格の高騰、進まない価格転嫁などを背景に求人を見送る動きが続いています。一方、物価上昇等を背景に収入増を目的とした就職活動が活発化している傾向があり、新規求職者は増加しています。



	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9
全国	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29	1.29	1.29
静岡県	1.32	1.32	1.34	1.32	1.29	1.27	1.23	1.24	1.26	1.26	1.22	1.20	1.19
磐田所	1.09	1.06	1.07	1.08	1.04	1.01	0.97	0.88	0.87	0.87	0.91	0.91	0.89

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値です。
 季節調整については、令和4年12月以前の数値については新季節調整替えを行っています。
 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれています。

➤ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

- 「労働基準法施行規則」(以下「労基則」)と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(以下「雇止めに関する基準」)の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました(2024年(令和6年)4月1日施行)。
- 働く方すべてに対して(有期契約労働者を含みます。)
 - 労働契約締結及び有期労働契約の契約更新のタイミング
雇入れ直後の就業場所・業務の内容に加え、
 - 就業場所・業務の「変更の範囲」の明示
- 有期労働契約で働く方に対して
 - 有期労働契約の締結時及び契約更新のタイミングごと
 - 更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無とその内容の明示
 - 更新上限を新設・短縮する場合は、その理由をあらかじめ(新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。
- 3. 「無期転換申込権」が発生する有期労働契約の契約更新のタイミングごと労働基準法第15条に基づく労働条件の明示に加え、
 - (1) 無期転換を申し込む旨(無期転換申込機会)の明示
 - (2) 無期転換後の労働条件明示
- ▶ 無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)の説明に努めなければならないこととなります。



➤ 募集時などに明示すべき労働条件が追加されます

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます。
職業安定法施行規則が改正されました。



求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和6年4月1日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となります。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

➤ 年収の壁対策として労働者1人につき最大50万円助成します！

○2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。

○労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。

○支給申請の事務手続きも簡単になりました。



(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当)3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上4時間未満	5%以上	
2時間以上3時間未満	10%以上	
1時間以上2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能

◆ 社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。

➤ 働きがいのそばには労働保険。雇ったら、入る。労働者を守る。働きがいのための保険。



「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。

従業員は、けがや働けなくなった場合でも守ってくれるという安心感で、いきいきと働ける。

従業員が笑顔で雰囲気の良い職場には、労働保険がある。

働き甲斐をもっていきいきと働いている従業員のそばには、いつも労働保険がある。

事業主として、従業員を守る保険に入るのは義務です。

雇ったら、入る。労働者を守る。それが労働保険です。

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続きを行う義務があります。



➤ 「パートナーシップ構築宣言」をご存じですか？



適切な価格転嫁と適正な取引を促進するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄や企業の稼ぐ力の向上、賃上げにつなげるための取組の一つです。

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守を宣言するものです。

「厚生労働省(静岡労働局)における賃上げに向けた支援施策」

○最低賃金引き上げを行う中小企業を支援します！

業務改善助成金 賃金引上げ特設ページ

○非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善などに取り組む事業主を支援します！
キャリアアップ助成金

○社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます！
静岡働き方改革推進支援センター

➤ 働き方改革関連法「オンライン簡易セミナー」のご案内

静岡労働局では、働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナーを開催します。ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

○開催日：令和5年11月21日(火) ◆10:00~10:30

○テーマ：【知って、進めていますか？「パートタイム・有期雇用労働法」への対応】

2021年4月から全面施行された「パートタイム・有期雇用労働法」ですが、自社の対応は法の内容に沿い、正社員と非正規社員とのあらゆる待遇の違いについて、合理的な説明ができますか？ポイントを解説します。

○申込受付開始：令和5年10月24日(火)~(最大300名様)

申込フォームリンク先

→ https://zoom.us/webinar/register/WN_w12jQh-pQBq3M0j6ldYKSA

